

給水装置工事に係る取扱要綱

平成15年3月1日発行

加除（さしかえ）表

追録第4号

手順 種別	ぬきとるページ	枚数	追録から加える ページ	枚数	加えるところ
参考資料	上水道	1から20まで	10	1から20まで	11 函館市水道事業関係例規 の目次の次へ
		27から28まで	1	27から28まで	1 26の次へ
		31から32まで	1	31から32まで	1 30の次へ
	下水道	19から20まで	1	19から20まで	1 18の次へ

これで加除（さしかえ）が終わりましたので、「追録加除整理一覧表」に追録号数等を記入してください。

函館市水道事業関係例規

目 次

函館市水道事業給水条例	1
函館市水道事業給水条例施行規程	12

○函館市水道事業給水条例

(昭和34年3月12日)
条例第3号

沿革 昭和34年12月25日 条例第41号	昭和48年12月1日 条例第88号	平成9年12月18日 条例第69号
昭和36年10月31日 条例第9号	昭和50年8月30日 条例第39号	平成12年3月28日 条例第9号
昭和39年6月30日 条例第17号	昭和53年3月31日 条例第16号	平成12年12月20日 条例第62号
昭和40年6月30日 条例第12号	昭和55年12月23日 条例第36号	平成14年12月19日 条例第70号
昭和41年11月28日 条例第28号	平成元年12月20日 条例第45号	
昭和41年12月28日 条例第51号	平成4年3月24日 条例第19号	
昭和43年5月1日 条例第12号	平成5年12月22日 条例第56号	
昭和46年11月1日 条例第23号	平成7年3月22日 条例第13号	
昭和47年7月20日 条例第8号	平成9年3月27日 条例第18号	

目 次

第1章 総則（第1条～第5条）	1
第2章 給水装置の工事および費用（第6条～第14条）	2
第3章 給水（第15条～第26条）	3
第4章 料金および手数料（第27条～第35条）	5
第5章 管理（第36条～第41条）	7
第6章 貯水槽水道（第42条・第43条）	8
第7章 補則（第44条）	8
附 則	8

第1章 総 则

（目的）

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、函館市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適性を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（分 水）

第2条 水道事業の管理者（以下「管理者」という。）は、公益上特に必要があると認めたときは、他の市町村に対し分水することができる。

（給水装置の定義）

第3条 この条例で「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の2種とする。

- (1) 専用給水装置 1戸または1箇所で専用するもの
- (2) 私設消火栓 消防用に使用するもので、管理者が封かんしたもの

（同居人等の行為に対する責任）

第5条 水道の使用者は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責を負わなければならない。

第2章 給水装置の工事および費用

(給水装置の新設等の申込)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）または撤去をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕または撤去する者の負担とする。

ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去の工事は、管理者または管理者が法第16条の2第1項の規定により指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 指定給水装置工事事業者が前項の工事（修繕に係る工事を除く。）を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完了後速やかに管理者の工事検査を受けなければならない。
- 3 管理者は、第1項の工事を施行する場合において必要と認めるときは、当該工事の申込みをした者に当該工事に関し利害関係がある者の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管および給水用具の指定等)

第8条の2 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようとするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間に使用する給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管への給水管の取付工事および配水管への取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件について指示することができる。

(工事費の算出方法)

第9条 管理者が施行する給水装置工事の工事費の額は、次に掲げる費用の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 経費
- (4) 設計費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、同項の工事費の額に管理者が別に定める額を加算する。

3 前第2項に規定する費用の算出について必要な事項は、管理者が別に定める。

(工事費の前納)

第10条 管理者に給水装置の工事を申し込む者は、工事費の概算額のうち設計費の一部を申込みとともに納入り、工事費の概算額の残額を工事施行前の指定の期限内に納入しなければならない。ただし、国、地方公共団体およびこれらに準ずるものならびに管理者が特に認めるものについては、この限り

でない。

2 前項の工事費の概算額は、工事完了後に清算する。ただし、工事の申込みを取り消し、または工事を中止したときは、管理者の定めるところにより清算する。

3 第1項本文に規定する工事費の概算額の残額を指定の期限内に納入しないときは、申込者において工事の申込みを取り消したものとみなす。

(工事費の分納)

第11条 工事費の概算額は、管理者の承認を受けて分納することができる。

(給水装置所有権の移転の時期等)

第12条 管理者が給水装置の工事を施行した場合は、その工事費が完納になるまで管理者が当該給水装置の所有権を留保し、その間給水装置の管理は、工事申込者の責任とする。

(工事費の未納のときの措置)

第13条 管理者が施工した給水装置工事の工事費を、工事申込者が指定の期限内に納入しないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により給水装置を撤去したときは、その給水装置を処分して、未納の工事費、撤去に要した費用及びその他の経費に充当し、なお、過不足があるときは、還付又は追徴する。

(給水装置変更等の工事)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、その給水装置の所有者又は水道の使用者の同意がなくても、該当工事を施工することができる。

2 前項の工事費は、その必要を生じさせた者の負担とする。

第3章 給 水

(給水の原則)

第15条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするとき、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責を負わない。

(給水の申込)

第16条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならぬ。

(代理人の選定)

第17条 給水装置の所有者が、給水区域内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、給水区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) その他管理者が必要と認める者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第19条 給水装置には、管理者が水道メーターを設置する。

(水道メーターの貸与)

第20条 水道メーターは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与する。ただし、管理者が必要と認めるときは、水道使用者等に所有させることがある。

2 水道メーターの貸与を受けた者は、善良な注意をもって、管理しなければならない。

3 前項の規定による管理業務を怠ったために、水道メーターを亡失又はき損した場合は、その損害を弁償しなければならない。

(届出の義務)

第21条 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。

2 水道使用者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置所有者に変更があったとき。

(2) 管理人又は代理人に変更があったとき。

(3) 消防用として水道を使用したとき。

第22条 削除

(私設消火栓の使用)

第23条 私設消火栓は、消防または消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

2 私設消火栓を消防の演習に使用するときは、管理者の指定する市職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第24条 水道使用者等は、善良な注意をもって水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。

ただし、管理者が必要と認めたときは、市がこれを負担することがある。

3 第1項の管理業務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

第25条 水道使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 給水装置を管理者が別に定めるもののほか、器物又は施設と連絡して使用すること。

(2) 水道メーターの設置場所に、検診、検査及び修繕の支障となる建築物、工作物又は物件を設置すること。

(給水装置及び水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実質を徴収する。

第4章 料金および手数料

(料 金)

第27条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

第28条 料金の額は、水道メーターの口径および用途別の使用水量に応じ、次の表に掲げる基本料金の額および水量料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。

給水装置の種類	基本料金 (1月につき)	水道料金(1月につき)						備考
		家庭用	公衆浴場用	一般用	家庭用	公衆浴場用	一般用	
専用	ミリメートル	円						1 家庭用は、一般的家庭の生活の用に水道を使用するものに適用する。ただし、1個の水道メーターにより家庭用以外の用途と併用するものについては、使用水量30立方メートルまでの分を家庭用とみなす。 2 公衆浴場用は、入浴料金が物価統制令（昭和21年勅令第118号）に基づく統制額によっている公衆浴場の用に水道を使用するものに適用する。 3 一般用は、家庭用および公衆浴場用以外の用途に水道を使用するものに適用する。
	口径 13	710						
	口径 20	1,110						
	口径 25	1,690						
	口径 40	3,780						
	口径 50	9,450						
	口径 75	18,900	無料	107円	139円	146円	69円	
	口径 100	37,800						
	口径 125	75,600						
	口径 150	113,400						
	口径 200	189,000						
	口径 250	264,600						
	口径 300	378,000						

(料金の算定)

第29条 料金は、隔月に水道メーターにより使用水量を計量して算定する。この場合の使用水量は、各月均等とみなす。ただし、管理者が必要と認めるときは、毎月水道メーターにより使用水量を計量して算定することができる。

2 水道の使用をやめたとき、又は中止したときは、その都度使用水量を計量し、料金を算定する。

(料金算定の特例)

第30条 月の中途において、水道の使用を開始し、またはやめ、もしくは中止した場合における当該月の料金の額は、水道の使用日数が15日以内のときは第28条の表に掲げる基本料金の額の2分の1の額および水量料金に基づき算定した額の合計額に100分の105を乗じて得た額とし、水道の使用日数が15日を超えるときは同条の規定による額とする。

2 月の中途において、水道メーターの口径または用途に変更があったときの料金は、変更後の水道メーターの口径または用途により算定する。

(使用水量の認定)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、使用水量を認定する。

- (1) 水道メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる用途に水道を使用するとき。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明なとき。

(一時的使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により一時的に水道を使用する者は、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたときに清算する。

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、直接納付または集金の方法により2月分をまとめて徴収する。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

(手数料)

第34条 第8条第1項の規定による指定を受けようとする者は、10,000円の手数料を申請の際管理者に納付しなければならない。

2 第8条第2項の設計審査および工事検査を受けようとする者は、次の表に定める手数料を添えて管理者に申請しなければならない。この場合において、当該設計審査および工事検査に係る工事が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の開発行為に関するものであるときの手数料については、給水管の最大口径、工事延長等に応じ、管理者が別に定める。

工事の種別		設計審査手数料 (申請1件につき)	工事検査手数料 (水道メーター1個につき)
新設工事	給水管の最大口径 (工事検査手数料にあっては、水道メーターの口径)	25ミリメートルまでのもの	3,900円
		25ミリメートルを超えるもの	5,800円
		50ミリメートルを超えるもの	8,300円
改造成または撤去の工事		2,000円	4,100円

3 第37条第2項ただし書に規定する検査に係る手数料については、給水管の最大口径等に応じ、管理者が別に定める。

(料金および手数料の軽減または免除)

第35条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金および手数料を軽減または免除することができる。

第 5 章 管 理

(給水装置の検査等)

第36条 管理者は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に對し適當な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反等に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第4条に規定する給水装置の構造および材質の基準に適合していないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に對する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置の工事に係るものでないときは、その者の給水の契約の申込みを拒み、またはその者に對する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装置の構造および材質が前項の基準に適合していることを検査により確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、水道の使用者に対し、その理由の繼續する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の使用者または所有者が、第9条、第24条第2項または第28条の規定による工事費、修繕費または料金を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の使用者が、正当な理由がなくて、第29条または第36条の規定による給水量の計量もしくは給水装置の検査を拒み、または妨げたとき。
- (3) 給水装置に汚染のおそれある器物または施設を連絡して使用し、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(給水装置の切り離し)

第39条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が、90日以上所在不明で、かつ、水道の使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態にあって、将来使用の見込みがないと認めたとき。

(過 料)

第40条 市長は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

- (1) 第6条の規定による承認を受けないで、給水装置の新設、改造、修繕(法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)または撤去をした者
- (2) 正当な理由がなくて、第19条、第29条、第36条または第38条の規定による水道メーターの設置、給水量の計量、給水装置の検査もしくは給水の停止を拒み、または妨げた者
- (3) 第24条第1項の規定による給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者
- (5) 私設消火栓を消防または消防の演習以外に使用した者

(料金等を免れた者に対する過料)

第41条 市長は、詐欺その他不正の行為により、第28条または第34条の規定による料金または手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科すことができる。

第 6 章 貯水槽水道

(市の責務)

第42条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第43条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定に基づき、当該簡易専用水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、およびその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第 7 章 補 足

(委任)

第44条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理規定で定める。

附 則

(施工期日)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(函館市水道使用条例の廃止)

2 函館市水道使用条例（昭和12年条例第2号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(処分及び手続きに関する経過措置)

3 この条例施行前に、旧条例の規定によりなされた許可、承認、認定その他の処分又は請求、届出その他の手続きは、それぞれこの条例の規定によりなされたものとみなす。

附 則（昭和34年12月25日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和35年1月分から適用する。

附 則（昭和36年10月31日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和36年11月分から適用する。

附 則 (昭和39年6月30日条例第17号)

この条例の施行期日は、管理規定で定める。

附 則 (昭和40年6月30日条例第12号)

この条例の施行期日は、管理規定で定める。

附 則 (昭和41年11月28日条例第28号)

この条例は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則 (昭和41年12月28日条例第51号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。(後略)

附 則 (昭和43年5月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、第28条の改正規定は、昭和43年5月分から適用する。

附 則 (昭和46年11月1日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。(後略)

附 則 (昭和47年7月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、簡易水道事業の廃止に伴う改正規定の施行期日は、規則で定める。

附 則 (昭和48年12月1日条例第88号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(概算料金の精算)

2 この条例による改正前の条例第32条第1項本文の規定に基づいて前納された概算料金は、昭和48年12月1日以後料金に充当し、また還付して精算する。

(料金等に関する経過措置)

3 昭和48年12月1日前において旧亀田市水道事業給水条例(昭和39年3月20日亀田市条例第13号。次項において「亀田市給水条例」という。)の規定に基づいて徴収すべき工事費、料金および手数料については、なお従前の例による。

(処分および手続に関する経過措置)

4 昭和48年12月1日前に、亀田市給水条例の規定に基づいてなされた承認、指定、認定その他の処分または請求、届出その他の手続は、この条例の規定に基づいてなされた処分または手続とみなす。

附 則 (昭和50年8月30日条例第39号)

1 この条例は、昭和50年9月1日から施行し、水道料金および使用量に関する改正規程は、昭和50年10月分から適用する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年3月31日条例第16号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 12 月 23 日条例第 36 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 28 条の規定は、昭和 56 年 4 月分として徴収する水道料金から適用し、昭和 56 年 3 月までの月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年 12 月 20 日条例第 45 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 28 条の規定は、平成 2 年 4 月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年 3 月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 4 年 3 月 24 日条例第 19 号)

- 1 この条例は、平成 4 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条の規定は、平成 4 年 5 月 1 日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 28 条および第 30 条第 1 項の規定は、平成 4 年 6 月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年 5 月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 5 年 12 月 22 日条例第 56 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 34 条の改正規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 28 条の規定は、平成 6 年 4 月以降の月分として徴収する料金について適用し、同年 3 月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 7 年 3 月 22 日条例第 13 号)

- 1 この条例は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 27 日条例第 18 号)

- 1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 9 条第 1 項の規定は、平成 9 年 4 月 1 日以後の申込みに係る給水装置工事の工事費について適用し、同日前の申込みに係る給水装置工事の工事費については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第 28 条および第 30 条第 1 項の規定は、平成 9 年 6 月以後の月分として徴収する料金について適用し、同年 5 月までの月分として徴収する料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 12 月 18 日条例第 69 号)

- 1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 34 条第 2 項の規定は、平成 10 年 4 月 1 日以後の申請に係る設計審査または工事検査の手数料について適用し、同日前の申請に係る設計審査または工事検査の手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月28日条例第9号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年12月20日条例第62号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成14年12月19日条例第70号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条第2号、第21条第1項第3号、第23条、第37条第1項および第40条第5号の改正規定は、公布の日から施行する。

○ 函館市水道事業給水条例の一部を改正する 条例の施行期日を定める規程

(昭和40年3月26日)
(水道局規程第7号)

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例(昭和39年6月30日函館市条例第17号)は、昭和40年4月1日から施行し、第2条を改正する規定中「字豊原」及び「字亀尾、字東畠、字米原」を削る規定は、昭和39年7月28日から、「及び亀田村、上磯町」を「並びに亀田町、上磯町及び銭亀沢村」に改める規定は、昭和40年1月21日からそれぞれ適用する。

○ 函館市水道事業給水条例施行規程

(昭和38年3月15日)
(水道局規程第4号)

沿革 昭和40年3月8日 規程第8号	昭和54年7月2日 規程第10号	平成5年8月1日 規程第8号
昭和44年1月10日 規程第10号	昭和55年12月23日 規程第12号	平成6年12月16日 規程第29号
昭和44年2月15日 規程第15号	昭和56年5月15日 規程第4号	平成7年3月22日 規程第2号
昭和48年12月11日 規程第11号	昭和58年12月26日 規程第12号	平成9年9月26日 規程第15号
昭和50年8月12日 規程第12号	昭和61年3月27日 規程第2号	平成10年3月31日 規程第8号
昭和52年5月10日 規程第10号	平成2年10月1日 規程第11号	平成15年1月24日 規程第1号
昭和53年3月2日 規程第2号	平成3年4月19日 規程第4号	
昭和54年5月8日 規程第8号	平成4年7月1日 規程第11号	

目 次

第1章 総則(第1条・第2条)	12
第2章 給水装置の構造および材質(第3条～第13条)	12
第3章 給水装置の工事および費用(第14条～第19条)	13
第4章 削除	15
第5章 給水(第36条～第47条)	15
第6章 料金(第48条・第51条)	17
第7章 貯水槽水道(第52条)	17
第8章 雜則(第53条・第54条)	18
附 則	18

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、函館市水道事業給水条例(昭和34年3月12日函館市条例第3号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 削除

第2章 給水装置の構造および材質

(給水装置の構造および付属用具)

第3条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、給水栓、水道メーターおよびその他他の給水用具で構成し、きょう類およびその他の付属用具を備えなければならない。

(給水タンクの設置)

第4条 次の各号に該当するものは、受水タンクを設置しなければならない。

- (1) 地上4階以上の建造物に給水装置を設置する者(管理者が認める者を除く。)
- (2) 一時に多量の水を必要とする者
- (3) その他管理者が必要と認める者

(給水装置の能力等)

第5条 細水装置の能力は、水栓の用途別使用水量に同時に使用率を考慮した水栓数を乗じて算定した所要水量または管理者が別に定める方法で算出した所要水量を確保できるものでなければならない。

2 水道メーター以下の給水管の口径は、水道メーターの口径と同じ口径またはそれ以下の口径でなければならない。ただし、管理者が認めるものは、この限りではない。

第6条 削除

(給水装置の構造および材質の基準)

第7条 細水装置の構造および材質は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第5条に規定する基準によるものとする。

第8条 削除

(埋設深さ)

第9条 細水管の埋設深さは、地盤荷重、衝撃および凍結を考慮し、公道または公道に準ずる私道にあっては1.2メートル以上とし、その他にあっては80センチメートル以上としなければならない。ただし、管理者が必要と認めるものは、この限りでない。

第10条 削除

(水道メーターの設置)

第11条 水道メーターは、各世帯(寮、アパート等において各世帯ごとに給水装置がついているものを含む。)ごとの給水装置に設置する。

2 水道メーターは、屋外で点検しやすく、乾燥し、かつ、損傷または汚水侵入のおそれのない場所に設置する。ただし屋外に適当な場所のないときは、屋内に設置することができる。

3 水道メーターは、給水せんより低い位置で、かつ、水平に設置する。

4 前3項の水道メーターの位置は、管理者が定める。

第12条および第13条 削除

第3章 細水装置の工事および費用

(給水装置工事の申込みおよび承認)

第14条 条例第6条の規程により給水装置の新設、改造または撤去の工事の申込をしようとする者は、第1号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申込みを承認したときは、第1号様式の2の通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

3 条例第6条の規定による給水装置の修繕に係る工事の申込みおよび承認については、管理者が別に定める。

(指定の申請)

第14条の2 水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16号の2第1項の指定を受けようとする者は、法第25条の2第2項の規定により管理者に申請しなければならない。

(指定書の交付等)

第14条の3 管理者は、前条の指定をしたときは、第1号様式の3の指定書を当該申請をした者に交付するものとする。

2 前条の指定を受けた者(以下「指定事業者」という。)は、給水装置の工事の事業の廃止を届け出たとき、または次条の規定による指定の取消しを受けたときは、直ちに前項の指定書を管理者に返納しなければならない。

3 指定事業者は、第1項の指定書を汚損し、または紛失したときは、管理者に再交付を申請することができる。

(指定の取消しおよび停止)

第14条の4 管理者は、指定事業者が法第25条の11第1項各号の一に該当するときは、同項の規定により法第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

2 前項の場合において、指定事業者に特別の事情があると認められるときは、管理者は、指定の取消しに代えて、6月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することができる。

(公示)

第14条の5 管理者は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なくその旨を公示するものとする。

- (1) 法第16条の2第1項の指定をしたとき。
- (2) 指定事業者から給水装置の工事の事業の廃止、休止または再開の届出があったとき。
- (3) 指定事業者の指定を取消したとき。
- (4) 指定事業者の指定の効力を停止したとき。

(設計審査および工事検査)

第14条の6 条例第8条第2項の設計審査を受けようとする者は、工事施行前に第1号様式の申込書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) 設計図
- (2) 設計材料書

2 条例第8条第2項の工事検査を受けようとする者は、第1号様式の4の申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に申請しなければならない。

- (1) しゅん工図
- (2) 使用材料書
- (3) 水圧試験記録表

3 管理者は、前項各号に掲げる書類のほか必要と認める書類の提出を求め、または同項各号に掲げる書類の一部を省略させることができる。

4 管理者は、条例第8条第2項の工事検査を受けようとする者に対し、水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第36条第1号の規定により指名された給水装置工事主任技術者を当該工事検査に立ち会わせることを求めることができる。

(修繕の報告)

第14条の7 指定事業者は、給水装置の修繕の工事を施行したときは、第1号様式の5の報告書によ

り管理者に報告しなければならない。

(同意書等の提出)

第15条 条例第8条第3項の管理者が必要と認めるときは、給水装置の工事の申込者が、次の各号の一に該当するときとする。

- (1) 給水装置を他人の土地または家屋内に設置しようとするとき。
- (2) 給水装置を他人の給水装置から支分引用して設置しようとするとき。
- (3) その他他人と利害関係を生ずるおそれがあるとき。

2 前項各号の一に該当する者は、第2号様式による同意書又はその他の書類を管理者に提出しなければならない。

(工事の保証)

第16条 管理者が施行した給水装置の工事について工事完了後2年以内にその給水装置が当該工事の欠陥により破損したときは、市の負担において補修する。

(費用の算出方法)

第17条 条例第9条第3項の規定による費用の算出は、次の各号に掲げる方法による。

- (1) 材料費は、管理者が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて算出する。
- (2) 労力費は、管理者が定める一位代価に工量を乗じて算出する。
- (3) 経費および設計費は、材料費および労力費の合計額に管理者が定めるそれぞれの率を乗じて算出する。

(工事費の前納の期限)

第18条 条例第10条第1項に規定する指定の期限は、工事費の概算額の通知書を発した日の翌日から起算して90日とする。

(工事費の分納等)

第19条 条例第11条の規定により工事費の概算額の分納の承認を受けようとする者は、第3号様式による願書を、当該分納の承認を受けた者は、第4号様式による月賦証書を管理者に提出しなければならない。

2 分納による場合、条例第10条第2項に規定する清算は、その分納の第1回以降で行なう。

第4章 削除

第20条から第35条まで 削除

第5章 給水

(給水の申込み)

第36条 条例第16条の規定により専用給水装置による水道の使用の申込みをしようとする者は、

第5号様式による申込書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の規定による申込みについての管理者の承認は、給水を開始したときにあったものとみなす。

(自己所有水道メーターの検査)

第37条 条例第20条第1項ただし書の規定による水道使用者等の所有する水道メーターは、管理者の行なう検査を受けなければならない。

(水道メーターの亡失等の届出)

第38条 水道メーターを亡失又はき損したときは、すみやかに第7号様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

(代理人の選定の届出)

第39条 条例第17条の規定により給水装置の所有者が代理人を選定したときは、すみやかに管理者に届け出なければならない。

(届出)

第40条 条例第18条、第21条および前条の規定により届出しようとする者は、次の各号に定める様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|--------|
| (1) 代理人を選定又は変更したとき。 | 第8号様式 |
| (2) 管理人を選定又は変更したとき。 | 第9号様式 |
| (3) 水道の使用をやめるとき。 | 第10号様式 |
| (4) 用途を変更するとき。 | 第12号様式 |
| (5) 消防演習に私設消火栓を使用するとき。 | 第13号様式 |
| (6) 給水装置所有者に変更があったとき。 | 第14号様式 |
| (7) 消防用として水道を使用したとき。 | 第15号様式 |

(給水装置所有者の所在不明等のときの変更届)

第41条 前条第6号の規定による届出の際に、給水装置の所有者が所在不明等のため、その届出書に連署することができないときは、新所有者は、当該給水装置の所有権の取得を証明する書類を提出して、連署に代えることができる。

第42条から第45条まで 削除

(給水装置の異状の届出)

第46条 条例第24条第1項の規定により給水装置の異状の届出をしようとする者は、第16号様式による届出書を管理者に提出しなければならない。

2 条例第24条第2項の規定による費用の算出方法については、管理者が別に定める。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第47条 条例第26条第1項の規定により給水装置又は水質の検査の請求をしようとする者は、第17号様式による請求書を管理者に提出しなければならない。

第6章 料金

(未納金の納入)

第48条 水道使用者等は、水道の使用をやめ、または給水装置を撤去しようとするときは、水道料金（以下「料金」という。）その他の未納金を、すみやかに完納しなければならない。

(料金の過不足の清算)

第49条 納入された料金の算定に誤りがあったときは、その料金は、翌月以降の分で清算する。ただし、条例第29条第2項の規定により、水道の使用をやめたとき、または中止したときは、速やかに清算する。

(料金の月計算)

第50条 料金の月計算は、次のとおりとする。

- (1) 隔月に計量するものについては、前月の計量日から当月の計量日までを2月とし、当月の計量日の属する月分およびその前月分として算定する。
- (2) 毎月計量するものについては、前月の計量日から当月の計量日までを1月とし、当月の計量日の属する月分として算定する。

(使用水量の認定)

第51条 条例第31条に規定する使用水量の認定は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 水道メーターに異状があったときは、使用水量の認定を要する月の前3月の使用水量もしくは前年同期の使用水量または水道メーター取替後の使用水量を考慮して算定した推定水量を、その期間の使用水量とする。
- (2) 料率の異なる用途に水道を使用するときは、使用区分により算定した推定水量を、各用途別の使用水量とする。
- (3) 漏水その他の理由により使用水量が不明なときは、第1号の規定に準じ、またはその他の事実を考慮して算定した推定水量を使用水量とする。

第7章 貯水槽水道

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理および自主検査)

第52条 条例第43条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理およびその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによる。

- (1) 法施行規則第55条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1年以内ごとに1回、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査および残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第8章 雜 則

(水道メーターの点検等の時間)

第53条 水道メーターの点検または給水装置の検査は、日の出から日没までの間において行う。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(委 任)

第54条 この規程の施行について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和38年4月1日から施行する。

(函館市水道使用条例施行細則の廃止)

2 函館市水道使用条例施行細則（昭和4年7月9日函館市告示第129号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(処分及び手続に関する経過措置)

3 この規程施行前に旧規程によりなされた許可、承認、認定その他の処分または請求、届出その他の手続きは、それぞれこの規程の規定によりなされたものとみなす。

附 則 （昭和40年3月26日規程第8号）

この規程は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 （昭和44年1月20日規程第10号抄）

この規程は、昭和44年1月20日から施行する。

附 則 （昭和44年2月21日規程第15号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和48年12月1日規程第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和50年8月30日規程第12号）

この規程は、昭和50年9月1日から施行する。

附 則 （昭和52年5月31日規程第10号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和53年3月31日規程第2号）

この規程は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 （昭和54年5月28日規程第8号）

この規程は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則 (昭和54年7月2日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年12月23日規程第12号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現にある代理人選定(変更)届、管理人選定(変更)届、給水装置所有者変更届、消防用水道使用届および給水装置(水質)検査請求書の用紙は、当分の間、適宜修正のうえ使用することができる。

附 則 (昭和56年5月15日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年12月26日規程第12号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月27日規程第2号)

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年10月1日規程第11号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の函館市水道事業給水条例施行規程の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成3年4月19日規程第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年7月1日規程第11号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年8月1日規程第8号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の函館市水道事業給水条例施行規程第16号様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則 (平成6年12月16日規程第29号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年3月22日規程第2号)

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月26日規程第15号)

この規程は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日規程第8号)

(施行期日)

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

(函館市水道局指定水道工事店に関する規程の廃止)

2 函館市水道局指定水道工事店に関する規程(昭和54年函館市水道局規程第9号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際現に前項の規定による廃止前の函館市水道局指定水道工事店に関する規程(以下「旧規程」という。)に基づき函館市水道局指定水道工事店に指定されている者は、この規程の施行の日から90日を経過したとき(民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成8年法律第107号)附則第2条第2項の規定による届出をした場合にあっては、当該届出をしたとき)は、旧規程に基づき交付された函館市水道局指定水道工事店指定書および標示板を管理者に返納しなければならない。

4 この規程の施行の際現に旧規程第23条第1項により登録されている責任技術者に関しては、水道法施行規則の一部を改正する省令(平成9年厚生省令第59号)附則第2条の規定の適用については、平成11年3月31日までの間は、旧規程は、なおその効力を有する。

(補 則)

5 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平成15年1月24日規程第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第2項を削る改正規定を除く。), 第7条の改正規定, 第9条の改正規定および第40条の改正規定は、公布の日から施行する。

第1号様式（第14条、第14条の6関係）

(表)
給水装置工事申込書

年　月　日

函館市公営企業管理者水道局長様

申込者 (給水装置所有者)		住 所			
		氏 名	印		
		電 話	() -		
給水装置使用者 氏名					
給水装置設置場所		函館市 町 丁目 (番地) 番 号			
設計審査の申請者 (指定給水装置工事事業者)		住 所			
		氏 名	印		
		電 話	() -		
指名 主任	給水装置 技術者 氏名	印	技能を 有する者		
工事種別		新設・改造・撤去			
給水装置の用途		家庭用・一般用・公衆浴場用			
		使用種別			
給水方式		直結・受水槽・直受併用		事前協議	有・無
分岐管の種別		配水管・公道給水管・宅地内給水管		分岐止	有・無
水道メータ一		口径 mm 個	口径 mm 個		
給水管最大口径		mm			
給水管所有者分岐承諾		有・無			
道路種別		国道・道道・市道・私道・その他			
施行者 区分	分岐箇所から水道メーターまで	指定給水装置工事事業者			
	水道メーターから末端給水栓まで	指定給水装置工事事業者			
着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日		年 月 日	

注 工事の施行に当たり、申込書が他人の給水装置から分岐して使用する場合は、裏面の承諾書により必ず承諾を受けてください。

第3号様式（第19条関係）

給水装置工事費分納願

函館市公営企業管理者水道局長様

年月日

願出人 (所有者)	住所	
	氏名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番号
給水装置工事の種別	新設	改造	撤去
設計年月日	年	月	日
工事費概算額	円		
分納回数	回		

第4号様式（第19条関係）

月賦証書

函館市公営企業管理者水道局長様

年月日

願出人 (所有者)	住所	
	氏名	印

給水装置設置場所	町	丁目	番号
給水装置工事の種別	新設	改造	撤去
1回目納入額	年	月	日
設計年月日	円		
残額分納回数	回		

遵守事項

- 1 工事費の精算によって生じた還付または追徴金は、月賦額で調整することに同意します。
- 2 工事費を完納しない場合は、給水装置の所有権を水道局に譲り受け、譲渡売買を行いません。
その間の給水装置の管理は、私の責任で行います。
- 3 毎月の月賦金は、納入期日以内に必ず納入します。納入を遅延し、または支払い不能の場合には、違反処分として給水を停止し、または給水装置を撤去しても差し支えありません。

第5号様式（第36条関係）

水道使用開始申込書

函館市公営企業管理者水道局長様

(新設・改造・開栓用)

施工者コード

施工者番号

工事年月日 年 月 日

施工事由

施工者名

給水装置設置場所		町名コード	町名	番地	番	部屋位置
所有者	姓 名					
代理人	姓 名					
使用者	姓 名					
使用者	住 所					
代理人	住 所					
代理人	姓 名					

取付		給水方式	
口番	径 号	受水タンク容量	上 下
検査満	年 月		
指針	本 器	設置者区分	
遠 本	指 针	認定番号	
施 工	事 由	所 有 区 分	
メータ	一 位 置	機 種 区 分	

摘要	

備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。

2 この届出書はコンピュータの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

第6号様式 削除

第9号様式（第40条関係）

管理人選定（変更）届

函館市公営企業管理者水道局長様

年 月 日

給水装置設置場所		町	丁目	番	号
届出人 (所有者)	住所	町	丁目	番	号
	氏名	印			
	電話	()	—		

管理人	住所	町	丁目	番	号
	氏名	印			
	電話	()	—		
旧管理人	住所	町	丁目	番	号
	氏名				

摘要

備考 届出人が連名の場合は、別紙または摘要欄に記入してください。

第10号様式（第40条関係）

水道使用廃止届

(改造・撤去・閉栓・中止用)

函館市公営企業管理者水道局長様

年月日

施工者名

工事年月日

施工事由

施工者コード	施工者番号	施工者名	
使用者番号			
給水装置設置場所			
町名コード	町名	番地号	部屋位置
かたがき			
フリガナ			
使用者氏名			
所有者住所	住所		
代理人住所	住所		
代理人氏名			

取外		摘要
口径	径 号	mm
検査満年月		—
指針	本器	
遠本指針	副管	
施工年月日	施工事由	
メーターライ	位置	

備考 1 朱色で囲ってある部分を記入してください。

2 この届出書はコンピュータの入力データとして使用されますので、ていねいに記入してください。

第11号様式 削除

別記第5号様式（第4条関係）

除害施設設置計画届書

年 月 日

函館市公営企業管理者水道局長様

住 所

届出者 氏 名

印

電 話 局

番

次のとおり除害施設の設置計画を届け出ます。

設 置 場 所		函館市 町 丁目 (番地) 号 番			
計 画 の 種 別		新設 増設 改築			
使 用 者	住 所 (所在地)	函館市 町 丁目 (番地) 号 番			
	氏 名 (名 称)				
工事施行業 者	住 所 (所在地)	函館市 町 丁目 (番地) 号 番 電話 局 番			
	氏 名 (名 称)				
工事期間	着工予定 年 月 日	年 月 日			
	完成予定 年 月 日	年 月 日			
除害施設の管理 責 任 者 の 氏 名					
製 品 名					
月 間 生 産 量					
作 業 時 間		時	分 か ら	時	分 ま で

別記第6号様式（第5条関係）

公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届書

年　　月　　日

函館市公営企業管理者水道局長 様

届出者 住 所
氏 名

次のとおり公共下水道の使用を開始（休止・廃止・再開）したので届け出ます。

使 用 場 所		函館市 町 丁目 (番地) 番		
排水の種別	水 道 水	家庭用	営業用 (業種)	
	水道水以外	温 泉	家庭用	営業用 (業種)
		その他	家庭用	営業用 (業種)
居 住 人 数		人		
使用の開始（休止・廃止・再開）年月日		年　　月　　日		